

きしわだ男女共同参画推進プラン（改訂版）における主な見直し箇所

頁	項目	見直し内容	見直し理由
7	計画の位置づけ	<p>計画の位置づけにおいて「困難女性支援法に基づく市町村基本計画」を包含している旨の説明を追加した。</p> <p>また、関係図中、国に「困難女性支援法」、大阪府に「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」、岸和田市に「困難女性支援法に基づく市町村基本計画」を追加。</p>	令和6年4月に「困難女性支援法」が施行。市町村は基本計画の策定が努力義務となる。
13～16	基本目標I～IVの取組状況と課題	プラン改訂版の策定に際し、新たに追記。令和3（2021）年度から現在までの取組の成果と課題を基本目標ごとにまとめた。	これまでの施策の進捗状況等を踏まえ、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度において各課で今後実施する施策の取組にいかすため。
17～18	成果指標一覧	一部、目標値（R12）を調整中。	
22.41	体系図および基本施策、施策の方向	<p>基本目標IV 基本施策4「困難な問題を抱える女性への支援【困難女性支援基本計画】」を追加。</p> <p>施策の方向①「複合的で困難な問題を抱える女性への支援体制の整備」、施策の内容（施策番号108～110）を追加。</p>	「困難女性支援法」に基づく市町村基本計画として、新たに追加。
全般	—	記載内容および統計データの更新	—